

令和4年度奥州市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

昨年戦後最悪の落ち込みを経験した世界経済は、再び前に向かって動き出しており、単なる景気回復に留まらず、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じている。

各国は、これらの変化に対処し、いち早く経済を正常化させる最大限の政策対応を行っており、我が国においても、昨年度の3次にわたる補正予算及び本年度予算における予備費の活用をはじめ、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）による厳しい影響から国民の命と暮らし、雇用を守る万全の対応を行い、国民生活と経済を支えてきた。

その一方で、人口動態としては少子高齢化が一層進むことが見込まれ、今後も、感染症に対して万全の対応を行うとともに、このような世界全体の急速かつ大きな変化にスピード感をもって対応していくことが求められている。

当面の経済運営の課題としては、今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。同時に、感染症により厳しい影響を受けた非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていくとしている。

2 本市の現状と今後の見通し

令和3年度の予算編成においては、普通交付税の合併算定替の終了による財源不足を見込み、国・県支出金をはじめとする特定財源を確保しながら、財政調整基金の取崩しを極力抑制するよう編成してきたところである。しかし、約13.4億円の財政調整基金の取崩しは、奥州市財政計画（以下「財政計画」という。）において財政健全化の取組を確実に履行することにより見込んだ9.3億円の取崩額を大きく超え、奥州市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく事業の予算化に伴い、普通建設事業費の財源として地方債を約42.2億円発行することによって、収支の均衡を図っているのが実情である。

合併17年目を迎える令和4年度以降においても、令和2年度国勢調査において改めて明らかになった人口減少の進行、感染症の拡大により2極分化した地域経済の不透明さなどによる市税確保への懸念や合併算定替の経過措置が終了した普通交付税の減影響により、さらなる一般財源の減少が見込まれる。一方で、施設の老朽化等に伴う普通建設事業も一定規模での実施が予定されているが、新過疎法の施行により新たに過疎地域に指定された地域がある反面、令和2年度末をもって失効した旧過疎法において過疎地域に指定されていた地域は経過措置による段階的縮減を経て6年間（令和8年度まで）で過疎債の活用ができなくなることに加え、辺地債も一定の枠の中でしか活用できず、優先的に合併特例債（普通交付税算入率70%）を活用せざるを得ない。合併特例債の発行限度額活用後の後年

度においてはさらに財政措置が乏しい起債を活用せざるを得ない見通しとなっており、公債費（地方債償還）が財政を圧迫することが想定される。

歳出に関しては、令和2年度に見直しを図った財政計画において、令和4年度の普通建設事業費を総合計画実施計画の積み上げ方式とした上で約47億円程度と見込んでいるものの、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、現在の建築物を全て現状のまま維持・更新した場合の費用は、それをはるかに上回る額になるとの試算結果が出ており、令和2年度の個別施設計画の策定により公共建築物分で年平均18.5億円の圧縮を見込んではいないものの、それをもってしても財政計画との乖離は大きく、これらにかかる経費の更なる圧縮と財源確保が大きな課題となっている。また、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度による人件費の高止まりや、拡大する感染症に伴う地域経済の下振れ、医療費助成の対象拡大などにより扶助費においても確実な増加が見込まれ、義務的経費が歳出においてますます大きな割合を占めていくものと思料される。

これらの解決に向け、令和2年度において財政健全化に向けた取組を着実に実行することを前提とし策定した財政計画をベースとしつつ、令和4年度から始まる総合計画後期実施計画及び行政経営改革プラン（財政健全化重点アクションプランを含む。）と整合を図りながら、高度化・多様化する行政需要に柔軟かつ迅速に対応が可能で、効果的で効率的な行政経営が行えるよう、持続可能な財政基盤の確立を図っていく必要があり、その不断の努力をもって奥州市の発展ある未来につなげていかなければならない。

3 予算編成の基本方針

令和4年度当初予算編成に当たっては、「協働のまちづくりの定着」と「行政経営改革の着実な推進」に努めることを基本的態度として、各種計画に位置づけられた事業を確実に予算に盛り込むものとする。また、経常経費の抑制や将来負担の縮減を図るため、類似施設の統廃合や事務事業の整理合理化など合併によるスケールメリットを改めて追求し、安定的な財政運営の確立を目指すものとする。

このため、当初予算は、次に掲げる事項を基軸として編成することとし、職員一人ひとりが市の現状と将来見通しを十分に認識のうえ、全職員の総力をもって、その編成作業に鋭意取り組むものとする。

(1) 総合計画の推進

総合計画に登載している事業については、行政評価における評価内容を十分に吟味し、その効果や手法等を再点検のうえ、事業費及び財源を精査し、最も効率的な手法により確実に実施すること。

(2) 協働による事業の推進

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、「協働のまちづくり」の理念に基づき、市民等の主体性を引き出し、その知恵や力を活かせる事業実施の方策を検討すること。

(3) 行政経営改革の推進

行政経営改革プランに登載している実施項目については、計画性をもって予算要求を行い、予定年度にスムーズに実施できるよう取り組むこと。

(4) 財政健全化の推進

ア 歳入の確保

税、使用料等の可能な限りの収入確保に努めるとともに、未利用市有地の処分を進めるなど、自主財源の一層の確保に努めること。特に新たに立ち上げる事業については、国・県支出金の積極的な活用による特定財源の確保や、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングといった新たな資金の調達に努めること。

イ 経常経費の縮減と歳出規模の抑制

適正な歳出規模による財政運営の実現を目指し、事務事業の減量・効率化、特に経常経費にあつては経費全般の縮減・節減に努めるなど、歳出規模の抑制を図ること。

ウ 選択と集中の徹底

既存の事務事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業の重点化を積極的に推進するとともに、類似事業等の整理統合を進めること。新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、その後にかかる維持費等の後年度負担を十分に検討した上で、予算要求を行うこと。

エ プライマリーバランスの黒字堅持

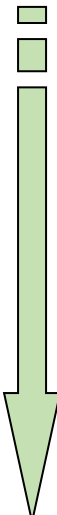
市債の新規借入を抑制し、市債残高の削減を図るため、プライマリーバランスの黒字を堅持すること。

オ 企業会計等の自立性・健全性の確保

特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰出金等を最小限にとどめるよう、経営の一層の効率化及び健全性の確保に最大限努めること。

4 予算編成に係る見直しについて

各部課等が事業実施手法の見直し・精査に基づき主体的に予算を編成できるよう、令和3年度から引き続き部単位の『枠配分方式』により予算編成を行うこととする。令和4年度の予算要求に当たっては、総合計画実施計画の検証・見直し、関係機関との調整、交渉等への配慮から一定の期間を確保した上で予算編成に取り組むこととする。



8月20日	① 令和4年度当初予算要求開始
9月下旬	② 総合計画後期実施計画に係る事業調整一覧表及び見直し概要書の提出期限
10月上旬	③ 総合計画後期実施計画に基づく各部ヒアリング→財源の調整
10月29日	④ 総合計画後期実施計画に係る事業調書の提出期限
	⑤ 令和4年度当初予算要求期限
	⑥ 全体調整、予算査定
11月下旬	⑦ 財務部長査定→仮内示
12月14日	⑧ 市長査定
12月下旬	⑨ 新年度予算案確定

< 枠配分方式による予算編成の概要 >

歳入	一般財源	歳出	義務的経費 (主に経常経費)	優先的に確保
	特定財源		一般行政経費、 維持補修費等	各部等に配分
			特定財源充当分	

- 1 予算編成の基本方針に沿い、市として真に必要な事業のみを実施する。
- 2 政策経費において枠配分の対象事業とするものは、次に掲げる性質のもの以外の事業とする。(枠配分額 28億円)
 - (1) 債務負担行為を設定しているもの
 - (2) 災害復旧事業(震災関連事業を含む。)
 - (3) 法令等でその事業の遂行が義務付けられているもの(で特に人命に影響するもの)
 - (4) 基金の積立て
 - (5) 補助金・負担金などで既にその期間と支払金額が「確約」されているもの
 - (6) 国・県・広域の事業(選挙等のほか、特に実施に際し市の負担を求められるもの)
 - (7) 預託金
 - (8) 法改正に伴い緊急対応が必要とされるもの
 - (9) その他総務企画部で一件査定が必要と判断されるもの
- 3 経常経費において削減額の対象事業とするものは、次に掲げる性質のもの以外の事業とする。(シーリング額 令和3年度当初予算比△1億6千万円(令和3年度の特異要因分を除く。))

※ なお、次に掲げる性質の事業は、あくまで削減額の各部の配分額を算定するに当たって対象外とするものであり、当該事業の縮減、抑制、廃止等を妨げる趣旨ではないこと。

 - (1) 行政事務組合負担金など恒常的に支出が必要な補助金負担金
 - (2) 施設運営管理費(指定管理者管理施設に限る。)
 - (3) 扶助費、公債費及び人件費(特別職・一般職給与費、議員報酬)
 - (4) 国県支出金を伴うもの
 - (5) 債務負担行為を設定しているもの
 - (6) 令和3年度当初予算においてのみ計上した特殊要因分
- 4 予算要求に当たっては、政策経費、経常経費とも各々に枠配分額、シーリング額を達成することを原則とするが、それにより難い事情が生じる場合は、各部ヒアリング等を通じ予算措置の適否について判断することとする。